

第12章 物資

基本理念と目標

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

国及び県は、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握や新型インフルエンザ等の発生時における生産要請等のために必要な体制を整備する。

また、国及び県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、必要に応じて感染症対策物資等の供給量の増加を図るための生産要請等を行い、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

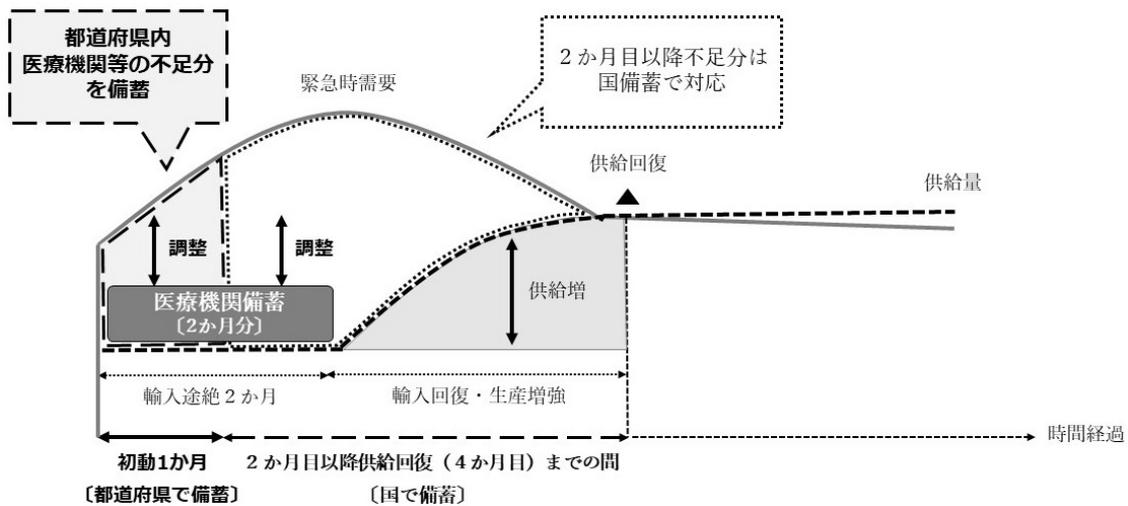
さらに、これらの取組を実施してもなお个人防护具が不足する場合は、県は医療機関等に対し必要な个人防护具の配布を行う等、更なる対策を講ずる。

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、県及び市町村は、感染症対策物資等の備蓄の推進等¹⁸⁵の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

【図29 今後の備蓄体制（イメージ）】



¹⁸⁵ 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

（2）所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄¹⁸⁶【健康福祉部、総務部】

- ① 国、県、市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画、県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する¹⁸⁷。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹⁸⁸。
- ② 県は、定期的に県における感染症対策物資等の備蓄状況の確認を行うとともに、県予防計画に定める个人防护具の備蓄の推進及び維持を確実に実施する。
- ③ 県は、个人防护具について、国が定めた備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。
- ④ 国及び県は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。

1-2. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等【健康福祉部、病院局】

- ① 県は、県予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における个人防护具の備蓄等を推進するほか、県医療計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。
- ② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、県予防計画に基づき个人防护具を計画的に備蓄する。国及び県は、協定締結医療機関の个人防护具の保管施設整備の支援を行う。
- ③ 国及び県は、協定締結医療機関に対して、个人防护具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。
- ④ 国及び県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。
- ⑤ 国及び県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する¹⁸⁹。
- ⑥ 国及び県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。

¹⁸⁶ ワクチン、治療薬及び検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

¹⁸⁷ 特措法第10条

¹⁸⁸ 特措法第11条

¹⁸⁹ 感染症法第36条の5

第2節 初動期

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

（2）所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認【健康福祉部、病院局】

- ① 県は新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況を確認する。
- ② 国及び県は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する¹⁹⁰。
- ③ 県は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう、要請する。

2-2. 円滑な供給に向けた準備【健康福祉部、病院局】

- ① 県は、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。
- ② 県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。
- ③ 県は、個人防護具について、国が医療機関等への配布やシステム等を利用した緊急配布等の準備を円滑に行えるよう協力する。

¹⁹⁰ 感染症法第36条の5

第3節 対応期

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認及び医療機関及び県民等に対する備蓄の要請等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

（2）所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等【健康福祉部】

- ① 県は新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況を確認する。
- ② 国及び県は、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する¹⁹¹。
- ③ 県は、医療機関等に対し、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認するよう要請する。さらに、県は、医療機関に対し、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により必要量を安定的に確保するよう要請する。

3-2. 不足物資の供給等適正化【健康福祉部】

- ① 県は、県民等が感染対策を実施する上で、必要な衛生用品等の供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、製造事業者等と連携し、県民等に安定的に衛生用品等を供給する体制の整備を行う。
- ② 国及び県は、3-1①で確認した協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等を踏まえて、個人防護具が不足するおそれがある場合には、不足する医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を行う。

3-3. 備蓄物資等の供給に関する相互協力【健康福祉部】

県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や市町村、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める¹⁹²。

¹⁹¹ 感染症法第36条の5

¹⁹² 特措法第51条

3-4. 緊急物資の運送等【健康福祉部、知事戦略部、総務部】

- ① 国及び県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する¹⁹³。
- ② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するために特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する¹⁹⁴。

3-5. 物資の売渡しの要請等【健康福祉部】

- ① 県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する¹⁹⁵。
- ② 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する¹⁹⁶。
- ③ 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる¹⁹⁷。
- ④ 県は、緊急事態措置にあたり、緊急の必要がある場合は、上記の①～③の対応について、国に支援を要請する¹⁹⁸。

¹⁹³ 特措法第54条第1項及び第2項

¹⁹⁴ 特措法第54条第3項

¹⁹⁵ 特措法第55条第1項

¹⁹⁶ 特措法第55条第2項

¹⁹⁷ 特措法第55条第3項

¹⁹⁸ 特措法第55条第4項